

【公募】

業務委託「マレーシア観光の魅力発信：若年層を対象とするインフルエンサーを活用した ファミトリップ」の企画と実施

日本アセアンセンター（以下センター）は標題事業にあたり、以下の内容で企画競争の入札を行いますので、ご案内申し上げます。

1. 件名

「マレーシア観光の魅力発信：若年層を対象とするインフルエンサーを活用したファミトリップ」

2. 事業目的

日本アセアンセンターは東南アジア諸国連合に加盟する 10 カ国と日本との貿易、投資、観光、人物交流の促進を目的として活動しています。このたび、日本から ASEAN 諸国へのアウトバウンド観光促進の一環として、マレーシアの観光情報を若年層に向けて発信し、誘致促進をするインフルエンサー(KOL)を活用したファミトリップをマレーシア政府観光局と共催します。

3. 事業概要

趣 旨 : マレーシアへのアウトバウンド旅行の促進を目的としたインフルエンサーを活用したファミトリップの実施をする。最新の旅行情報、海外旅行の魅力、マレーシアの多様な文化や歴史を旅行体験を通して日本人の若年層に向けて発信し、さらなる情報の普及に努める。

日 程 4泊6日（予定）

2024年12月までに実施、付随する納品は2025年1月初旬までの完了が必須。*実施時期は主催者と協議のうえ決定します。

主 催 日本アセアンセンター、マレーシア政府観光局（以下、主催者）

インフルエンサー（KOL）基準

- ソーシャルメディアを活用して日本人若年層にアプローチが可能な方
- 海外旅行・東南アジア・マレーシアに関心のある方
- マレーシア観光の魅力を各種プラットフォームで伝える発信力のある方
- 体験したマレーシア観光素材を基に魅力的なコンテンツの創作ができる方
- 主催者が指定する全ての行程に参加が可能な方
- 最低フォロワー数は1万人（1アカウント）とします。数値と影響力のオプションを費用の目安とともに提示してください。
- インフルエンサーのアサインは4 - 5名を想定

行 先 マレーシアの2都市（クアラルンプールと他1都市）

*行程詳細は主催者と協議のうえ決定します。

4. 委託業務内容

- ファムトリップを主催者と共にコーディネート
- KOL の推薦とブッキング（KOL の最終選定は主催者の意向により決定）
- 選定された KOL とのコーディネート
- ファムトリップへの同行と、現地での KOL のケア
- KOL クリエイティブのディレクションと管理
- KOL のソーシャルメディア発信の管理とフォローアップ
- 発信の効果拡大のための施策（オプションとして費用とともに提案ください）
- オウンドメディアを活用した発信（オプションとして費用とともに提案ください）
- 上記を実施後の成果報告資料の提出
- 実施報告を目的としたセンターが使用可能な写真・動画（60秒未満）の納品

5. 要項

- (1) 参考予算 約225万円（消費税抜き）とします。見積内訳の明細もご提示ください。
*上記金額には、渡航費、宿泊費、行程に含まれる交通・体験等の諸経費は含まれません。
*オプション費用は、上記金額に含まれません。
*インフルエンサーのキャスティングの際の、フォロワー数による費用の設定額を提示ください。
*消費税免除指定店舗の認定を受けることで、免税での取引が可能です。落札した事業者様が免税指定店舗ではない場合には、申請をお願いしております。
- (2) 実施後の、マレーシア観光に関する情報の媒体への露出効果の見込みを企画書にて提示してください。
- (3) イベント実施後に、以下を含めた報告書の提出をしてください。
 - インフルエンサーのプロファイルと成果物のまとめ
 - 参加者に簡単なヒアリングをし、訪問地や体験に対する印象・意識のまとめる
 - 媒体やソーシャルメディアでの露出の測定結果
- (4) 企画準備の段階で、必要に応じて打合せを一回調整いたします。
- (5) 事業は主催者の都合により、変更またはキャンセルとなる場合があります。

6. 提出書類

- (1) 企画書（インフルエンサーは見込みで、主催者と共に協議のうえ確定します）
- (2) 見積 及びその内訳
- (3) 会社情報
- (4) 提出期限 2024年7月19日（金）15:00 までにメールで提出
- (5) 提出先 日本アセアンセンター観光交流チーム info_to@asean.or.jp

7. 問い合わせ先： 日本アセアンセンター 観光交流チーム
Eメール：info_to@asean.or.jp TEL:03-5402-8008

8. 企画入札に際しての留意事項

- (1) 評価は、以下の基準により行います。
 - (a) 業務の目的と内容を理解し、当該目的の達成するための提案をしているか。
 - (b) 提案内容に独創性が見られるか。
 - (c) 実施工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものであるか。
- (2) 提出された企画書について、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。
- (3) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とします。
- (4) 提出書類については、内容及び金額の妥当性について、業者選定の参考とするため、第三者に助言を求めることがあります。

9. その他留意点

- (1) ファムトリップ実施体制に関連する、主催者、関係者の生命・身体・財産上の安全を確保ができることが条件です。
- (2) 訪問地、観光施設、公共施設等での撮影の際には、現地の法律・規則を遵守し、現地の文化マナーを尊重するなど、主催者の指示に沿って行動をしてください。
- (3) ファムトリップ参加者から個人情報を取得する場合には、個人情報保護法に従ってその利用目的等を通知または公表をし、取得した個人情報の適切な扱いを遵守してください。
- (4) ファムトリップ参加者の肖像が含まれる映像や写真等を、事業報告などで利用することが想定されます。参加者から事前に肖像利用について事前に同意書を取得して、参加者の肖像権やプライバシー権等の権利について適切な処置をしてください。
- (5) 主催者は、ファムトリップに関する制作物や撮影された写真・動画を、実施報告等を目的として使用する場合があります。

以上